

# 課税される遺産総額はいくら？

(「60代から始めるマネー&ライフプラン」P43 より)

財産	評価額の目安		
土地	路線価 × 敷地面積(※)	=	万円
建物	固定資産税評価額	=	万円
現金・預貯金	残高	=	万円
債券・株式・投信	時価	=	万円
その他財産	自動車・家財・美術品ほか	=	万円
ゴルフ会員権	時価 × 70%	=	万円
	<b>遺産額</b>	=	万円 <b>A</b>
死亡退職金	500万円 × 法定相続人の数 を差し引く	=	万円 <b>B</b>
死亡保険金	500万円 × 法定相続人の数 を差し引く	=	万円 <b>B</b>

※路線価が定められていない地域は、固定資産税評価額に一定の倍率をかけて算出します

3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{遺産額 } \mathbf{A} & & \text{保険金など } \mathbf{B} & & \text{債務・葬式費用} & & \text{基礎控除額} \\
 \boxed{\phantom{00000}} \text{万円} & + & \boxed{\phantom{00000}} \text{万円} & - & \boxed{\phantom{00000}} \text{万円} & - & \boxed{\phantom{00000}} \text{万円}
 \end{array}$$

(注)3年以内～7年以内(相続開始日により加算対象期間が異なる)に贈与した財産がある場合は、原則として上記計算式への加算が必要となります

## 課税される遺産総額

$$= \boxed{\phantom{00000}} \text{万円}$$

計算結果がマイナスの場合、相続税は発生しないため「0万円」になります